事　務　連　絡
令和８年11月６日

各都道府県こども政策担当部局
都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局
こども家庭庁支援局家庭福祉課
文部科学省総合教育政策局政策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）

こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報提出後の登録内容の確認・修正依頼（再掲）、及び学校設置者等への「こまもろうシステム」テストメールの受信が確認できなかった場合の連絡期限の変更について（周知依頼）

「こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報提出後の登録内容の確認・修正依頼、及び学校設置者等への「こまもろうシステム」テストメールの配信について（周知依頼）」（令和８年８月28日付けこ支性第108号）の記１において、まとめ登録で登録した事業者情報の登録内容の確認・修正に関する照会への返答や登録内容の補正への対応をお願いしていたところです。

一方で、11月以降もこども家庭庁が業務委託をする「こども性暴力防止法照会窓口」から所轄庁、学校設置者又は施設・事業所の担当者への確認の連絡が続いていることから、一部の学校設置者等においてはまだまとめ登録で登録いただいた事業者情報の補正への対応が済んでいないことが想定されるため、改めてまとめ登録で登録した事業者情報の登録内容について確認・修正依頼いたします。

また、記２において、「本年11月６日（金）までにテストメールの受信が確認できなかった場合は、各学校設置者等からこども家庭庁の専用アドレス（matome2026@cfa.go.jp）に、（中略）ご連絡ください」としていましたが、上述のとおりまとめ登録で登録いただいた事業者情報の補正への対応が済んでいないことから、テストメールの配信についても実施できていない学校設置者等が一定数あることが想定されるため、テストメールの受信が確認できなかった場合のこども家庭庁への連絡期限を変更します。

貴職におかれては、別紙にお示しする関係部署、関係機関等に対し、下記の事項について、周知をお願いします。

記

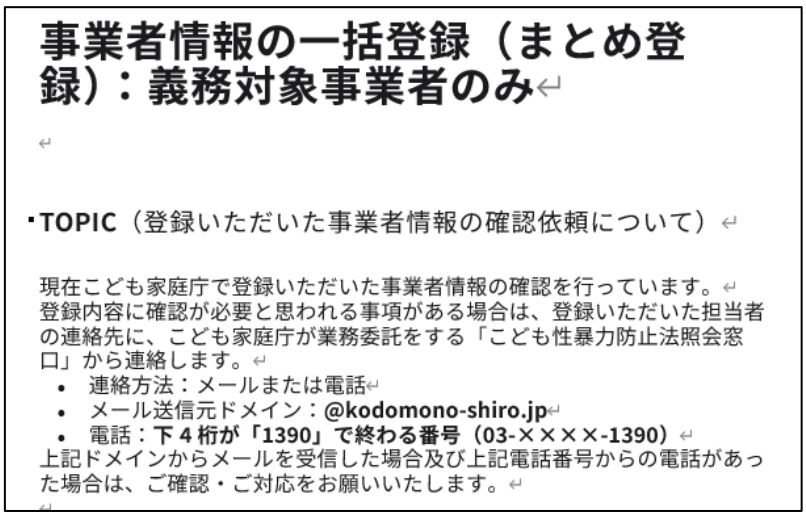
１．　まとめ登録で登録した事業者情報登録内容の確認・修正依頼（令和８年 11 月以降について）

まとめ登録で登録いただいた事業者情報に確認が必要と思われる事項がある場合は、こども家庭庁が業務委託をする「こども性暴力防止法照会窓口」から連絡しているところですが、一部の学校設置者等においては、メールへの返答がない場合や登録したメールアドレスに不備がある場合等があり、電話にて確認の連絡をしているところです。この電話による確認については、以下の電話番号から連絡しているため、ご対応をお願いします。

電話番号：下４桁が「1390」で終わる番号（03 - ×××× - 1390）

なお、メールでご連絡する場合は、引き続き「@kodomono-shiro.jp」のドメインのメールアドレスからメールを送信しますので、照会への返答や登録内容の補正への対応をお願いします。また、上記の電話番号に関する情報は以下にも掲載予定ですので、ご参照ください。

〈掲載イメージ〉


事業者情報の一括登録（まとめ登録）：義務対象事業者のみ

・TOPIC（登録いただいた事業者情報の確認依頼について）

現在こども家庭庁で登録いただいた事業者情報の確認を行っています。
登録内容に確認が必要と思われる事項がある場合は、登録いただいた担当者の連絡先に、こども家庭庁が業務委託をする「こども性暴力防止法照会窓口」から連絡します。

- 連絡方法：メールまたは電話
- メール送信元ドメイン：@kodomono-shiro.jp
- 電話：下４桁が「1390」で終わる番号（03-××××-1390）

上記ドメインからメールを受信した場合及び上記電話番号からの電話があった場合は、ご確認・ご対応をお願いいたします。

（掲載予定先：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/matometouroku）

（参考）通常の「こども性暴力防止法に関するお問い合わせ」の専用ダイヤルは、引き続き 03－5357－1146 となります。

２．　テストメールの配信　（令和８年 11 月以降について）

　１のとおり、11 月以降についてもまだまとめ登録で登録いただいた事業者情報の補正への対応が済んでいないことから、テストメールの配信について実施できていない学校設置者等が一定数あるため、11 月以降についても、引き続きテストメールを送信いたします。このため、テストメールの受信が確認できなかった場合のこども家庭庁への連絡期限を以下のとおり変更します。

（変更前）
本年 11 月６日（金）までにテストメールの受信が確認できなかった場合は、各学校設置者等からこども家庭庁の専用アドレス（matome2026@cfa.go.jp）に、（中略）ご連絡ください。

（変更後）
本年 11 月 26 日（木）までにテストメールの受信が確認できなかった場合は、各学校設置者等からこども家庭庁の専用アドレス（matome2026@cfa.go.jp）に、（中略）ご連絡ください。

　このため、本年 11 月６日（金）までにテストメールの受信が確認できなかった場合についても、各学校設置者等からこども家庭庁の専用アドレスへの連絡は不要です。
　なお、登録いただいたＧビズＩＤのメールアドレスが誤っていた場合等、こども家庭庁においてテストメールの送信エラーを確認した場合は、こども家庭庁から当該学校設置者等に対してメールアドレスの確認の連絡をしているので、引き続き、ご対応をお願いします。

【連絡先】
こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）
担当：副島、櫻井
Tel：０３－６８５８－０１９５
E-mail：matome2026@cfa.go.jp

別紙

本通知の周知先について

（※「こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるＧビズＩＤの事前取得について（依頼）」（令和８年１月27日付けこ支総第30号・デ国第64号）の別紙と同じ内容です）

１．各都道府県こども政策担当部局から周知する関係機関等

（１）学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
都道府県知事	都道府県知事	・専修学校高等課程（都道府県立）	都道府県（現時点で知事部局のみ）
	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人のみ。	・学校（公立大学付属） ・高等専門学校（公立）	公立大学法人
	都道府県知事 ※指定都市・中核市区域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校（学校法人立） ・専修学校高等課程（学校法人又は準学校法人立）	学校法人
	都道府県知事等 ※指定都市・中核市域内の幼保連携型認定こども園は、指定都市・中核市	・学校（宗教法人、社会福祉法人立等（※）） ・専修学校高等課程（宗教法人、社会福祉法人立等（※）） （※）等には、個人立・株式会社立等が設置主体である場合も含む。	宗教法人、社会福祉法人等
都道府県教育委員会	都道府県教育委員会	・学校（都道府県立）	都道府県教育委員会
都道府県教育委員会	指定都市教育委員会 ※都道府県は、本依	・学校（指定都市立）	指定都市教育委員会

	頼を指定都市教育委員会に展開する。		
都道府県教育委員会	市（指定都市を除く） 町村教育委員会 ※都道府県は、本依頼を市町村教育委員会に展開する。	・学校(市（指定都市を除く）町村立) ・専修学校高等課程（市（指定都市を除く）町村立)	市（指定都市を除く）町村教育委員会

（２）児童福祉関係（障害児・認定こども園関係を除く）

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
都道府県	都道府県	・児童福祉施設(都道府県立) ・児童相談所(都道府県立)	都道府県
	都道府県	・登録一時保護委託施設(都道府県が登録するもの)	登録一時保護委託者（都道府県が登録する者)
	都道府県 ※都道府県は、本依頼を市区町村、中核市に展開し、当該市区町村、中核市から各施設に周知。	・児童福祉施設(一般市区町村立、中核市立（保育所、母子生活支援施設を除く。）)	一般市区町村、中核市
	都道府県	・児童福祉施設(私立) （※）指定都市、児童相談所設置市に所在する施設並びに中核市に所在する保育所及び母子生活支援施設を除く。	社会福祉法人、独立行政法人等（左欄の施設を設置するもの)

	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	・児童福祉施設（指定都市、児童相談所設置市立） ・児童相談所（指定都市、児童相談所設置市立）	指定都市、児童相談所設置市
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し、当該市から各施設に展開。	・児童福祉施設（私立）（※） （※）指定都市、児童相談所設置市に所在する施設に限る。	社会福祉法人、独立行政法人等（左欄の施設を設置するもの）
	指定都市、児童相談所設置市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び児童相談所設置市に展開し当該市から各登録一時保護委託施設に周知。	・登録時一時保護委託施設（指定都市、児童相談所設置市が登録するもの）	登録一時保護委託者（指定都市、児童相談所設置市が登録する者）
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開し、当該市から施設に周知。	・保育所、母子生活支援施設（中核市立）	中核市
	中核市 ※都道府県は、本依頼を中核市に展開	・保育所、母子生活支援施設（私立（※）	社会福祉法人、独立行政法人等（左欄の施設を設置するもの）

	し、当該市から各施設に周知。	（※）中核市に所在する施設に限る。	
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）（市区町村立） ・乳児等通園支援事業（市区町村立）	市区町村
	市区町村 ※都道府県は、本依頼を市区町村に展開し、当該市区町村から各施設に周知。	・家庭的保育事業等（私立） ・乳児等通園支援事業（私立）	独立行政法人、社会福祉法人、民間企業等（左欄の事業を運営するもの）

（３）障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
都道府県	都道府県 ※指定都市、児童相談所設置市又は中核市に所在する指定障害児通所支援事業所は、当該指定都市、児童相談所設置市又は中核市（指定障害児入所施設は、指定	・指定発達支援医療機関	独立行政法人国立病院機構 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
		・指定障害児入所施設（都道府県立） ・指定障害児通所支援事業（都道府県立）	都道府県
		・指定障害児入所施設（市区町村立） ・指定障害児通所支援事業（市区町村立）	市区町村

	都市又は児童相談所設置市）	・指定障害児入所施設（私立） ・指定障害児通所支援事業（私立）	社会福祉法人、民間企業等

（４）認定こども園関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
都道府県	都道府県	・認定こども園（都道府県立）	都道府県
		・認定こども園（市区町村立）	市区町村（指定都市又は中核市を除く。）
		・認定こども園（私立）（※） （※）指定都市又は中核市に所在するものを除く。	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等
都道府県	指定都市又は中核市 ※都道府県は本依頼を指定都市及び中核市に展開し、周知。	・認定こども園（指定都市、中核市立）	指定都市又は中核市
	指定都市又は中核市 ※都道府県は、本依頼を指定都市及び中核市に展開し、当該市から各法人等に周知。	・認定こども園（私立）（※） （※）指定都市又は中核市に所在するものに限る。	学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等

２．都道府県以外の公立大学法人を設立する各地方公共団体担当部局長から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
設立団体（市町村、事務組合又は広域連合）	公立大学法人 ※都道府県が設立団体である法人を除く。	・学校（公立大学附属） ・高等専門学校（公立）	公立大学法人

３．こども家庭庁支援局家庭福祉課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
こども家庭庁	こども家庭庁	・児童福祉施設（国立）	こども家庭庁

４．文部科学省総合政策局政策課から周知する関係機関等

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
文部科学省	文部科学省	・高等専門学校（学校法人立）	学校法人
	国立大学法人	・学校（国立大学附属）	国立大学法人
	独立行政法人国立高等専門学校機構	・高等専門学校（国立）	独立行政法人国立高等専門学校機構

５．厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課施設管理室から周知する関係機関等

（１）学校関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
厚生労働省	厚生労働省	・専修学校高等課程(国立)	厚生労働省

（２）障害児関係

①登録とりまとめ担当	②所轄庁	③施設・事業所	④学校設置者等
厚生労働省	厚生労働省	・指定障害児入所施設（国立）	厚生労働省

※　本資料は、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」図表 116～119 の所轄庁の整理をもとに、登録とりまとめの観点から整理。